

**令和2年（2020年）度資源化情報システム運営管理業務
公募型プロポーザル実施要領（2020年5月7日変更）**

1 目的

この要領は資源化情報システム運営管理業務を公募型プロポーザルにより選定するために定める。

2 委託業務の概要

(1) 事業名

令和2年（2020年）度資源化情報システム運営管理業務

(2) 事業目的

県では、循環型社会の形成を目指して、3Rの取組と廃棄物の適正処理を推進している。リサイクル（再生利用）については取組が進んできたものの、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）については、今後さらに取組の裾野を広げていく必要があることから、県民や事業者に自発的な取組を促すため、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」（以下「本サイト」という。）において廃棄物の減量等に関する情報を提供し、リデュースやリユースに重点をおく3Rの取組および廃棄物の適正処理の一層の促進を図る。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年（2021年）3月31日まで

(5) 予定価格

金1,650,000円（消費税および地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 「滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）」に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の全ての種目で登録されていること。

大分類：「役務」

中分類：「デザイン」、「情報処理」、「イベント」

なお、新たに公募型プロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、当プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 TEL 077-528-4314

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

- (4) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しないものであること。

4 説明会の開催

説明会は開催しない。

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和2年(2020年)4月22日(水)午後5時15分必着

(2) 質問方法

電子メールまたはFAXで質問票(別添様式1)を「7 担当部署」に提出すること。

※標題には「【プロポーザル質問:事業者名〇〇】」と記載し、提出後必ず電話で連絡すること。

(3) 回答方法

質問内容とその回答については、令和2年(2020年)4月24日(金)午後5時15分までに、県ホームページで公表する。

※公表先：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/>

6 提出書類

(1) 提出書類の種類・様式

ア プロポーザル参加申込書(別添様式2) 正1部

イ 企画提案書等提出書(別添様式3) 正1部

ウ 企画提案書 正1部 副4部

(ア) 企画提案書の形式は、A4サイズとする。

(イ) 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

(ウ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、業務仕様書に記載している条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

(エ) 記載項目

・企画提案の骨子

・企画提案の具体的な内容

以下のデータ等を作成するにあたっての方針、進め方について、成果物がイメージできるよう記載すること。

①本サイトにおける「フリーマーケット」についての情報収集の方法

②本サイトにおける「修理屋さんで直してもらおう」についての内容充実化の方向性、情報収集の方法

③「提供・引受・再生原料情報」についての情報収集の方法

④「ごみ減量・資源化の取組」についての内容充実化の方向性、情報収集の方法、サイト掲載内容に係る広報の企画案

⑤サイト掲載内容に係る広報の企画案

⑥県内イベント等への出展の企画案

⑦プラスチックごみおよび食品ロス削減に関する先進事例の収集方法およびデータデザイン案

・事業の実施体制、企業概要

・その他目的を達成するために必要と考えられる事項

エ 経費見積書 正1部 副4部

(ア) 経費見積書の形式は、A4サイズとする。

(イ) 経費見積書には、「資源化情報システム運営管理業務仕様書」を基に、

着手から業務完了までに要する経費とその内訳を明記すること。

(ウ) 消費税および地方消費税を含むこと。(税額を明示すること。税率は10%とする)

オ 類似事業実施概要がわかる書類 5部

過去に、当該委託事業に類似する事業を実施したことがある場合は、事業実施の概要がわかる書類を5部提出すること。

カ 社会政策推進関係資料(登録や認定を受けているなどの場合) 各1部

(ア) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証(県発行)の写し

(イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

(ウ) 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

(エ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

(オ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書

(カ) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、認証通知の写し

(2) 提出方法 持参または簡易書留郵便による郵送

・持参の場合は土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

・郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とし、必ず企画提案書等を郵送したことを電話で連絡すること。

(3) 提出先 上記5に同じ

(4) **提出期限 令和2年(2020年)6月3日(水)午後5時15分(必着)**

7 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ごみゼロ支援係 (担当:澤井)

TEL:077-528-3477 FAX:077-528-4845 E-mail: df00@pref.shiga.lg.jp

8 審査概要

(1) 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課に設置する審査会においてプレゼンテーションを実施する。なお、上記3の参加資格を満たさない者、または上記6に適合しない方法で企画提案書等を提出した者についてはプレゼンテーション実施前に失格とすることがある。

①実施予定日 **令和2年(2020年)6月10日(水)午前中**

②実施時間 提案者ごとに20分(質疑応答を含む)を基本とするが、各提案者のプレゼンテーション開始時刻については企画提案書等の受付後に別途通知する。

③出席者 3名まで

(2) 審査会において、次に掲げる項目により、予定価格の範囲内において、評価点の合計が最も高い者を当該事業の受託予定者とする。なお、最高得点が複数あった場

合は、最も価格が低いもの1者とする。評価点が6割に満たない場合は、契約予定者としなない場合がある。

(3) 評価項目および評価点 (審査員1名あたりの評価点)

No.	審査項目		評価点
1	企画提案内容	①「フリーマーケット」についての情報収集の方法	5
		②「修理屋さんで直してもらおう」についての内容充実化の方向性、情報収集の方法	10
		③「提供・引受・再生原料情報」についての情報収集の方法	5
		④「ごみ減量・資源化の取組」についての内容充実化の方向性、情報収集の方法	10
		⑤サイト掲載内容に係る広報の企画案	20
		⑥県内イベント等への出展の企画案	20
		⑦プラスチックごみおよび食品ロス削減に関する先進事例の収集方法およびデータデザイン案	10
2	実施体制	業務を最後まで遂行できる能力、体制であるか	5
3	業務実績	類似業務の実績があるか	5
4	見積価格	合理的で経費削減を意識した見積金額であるか	4
5	社会政策推進面①	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録をしているか	1
6	社会政策推進面②	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
7	社会政策推進面③	高齢者雇用確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出を行っているか	1
8	社会政策推進面④	障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法的雇用率が達成されている。または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか	1
9	社会政策推進面⑤	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか	1
10	県内事業者	県内に本店を有する者か	1
合計			100

(4) 選定結果

審査結果については、プロポーザル参加者全員に文書で通知する。

9 契約の締結

県は、提出書類に基づき、選考した契約予定者と具体的な事業内容や経費等について協議を行い、この結果、県と契約予定者との間で具体的な事業内容および契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結する。

10 留意事項

次の各号いずれかに該当した場合は、企画提案書は無効とするので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 当実施要領6（1）に示す内容に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
(これにより県が損害を被った場合は、賠償を請求することがある。)
- (4) 企画提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) 提出された書類について、追加、削除、差替え等は原則として認めない。
- (2) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、また、必要な要件をすべて満たしていない場合は、審査の対象としない場合がある。
- (3) 提出書類はすべて返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に使用しない。
- (4) 公募型プロポーザル参加に係る報酬はなく、公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。